

アクセリードグループ 人権基本方針

2024年9月1日施行

私たちアクセリードグループ（以下、「当グループ」）は、多様な顧客に画期的なヘルスケアプラットフォームを提供し、世界中のひとびとの健やかな未来を実現することを Purpose として定め、インパクト経営を推進することにより広く社会に貢献することを目指しています。

この Purpose に基づく経営を通じては、当グループの役員・従業員のみならず、様々なビジネス・パートナー及びステークホルダーの人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、事業活動に関わる全てのひとびとの人権を尊重することを約束します。この取り組みを推進し、人権尊重の責務を果たすため、国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠し、「アクセリードグループ人権基本方針」を策定します。

1. 人権に対する基本的な考え方

当グループの Values で「多様性の尊重」を最上位に掲げているとおり、役員・従業員のみならず、あらゆるビジネス・パートナー及びステークホルダーの多様性、人格、個性を尊重し、出生、国籍、人種、信条、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、障がいの有無その他による非合理的な差別や個人の尊厳を傷つけるハラスメントの一切を認めません。

さらに結社の自由の権利と団体交渉の権利を尊重し、あらゆる形態の児童労働や不当な強制労働を認めず、安全で衛生的かつ健康的な労働環境を提供していきます。

2. 規範や法令の尊重・遵守

国際連合「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」をはじめとする国際的な人権規範を支持、尊重するとともに、事業活動を行う各国・各地域の法令を遵守し、当該国・地域の法令が国際的な人権規範と異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合は、国際的な人権規範を尊重する方法を追求します。

3. 適用範囲

本方針は、当グループのすべての役員・従業員に適用します。また、当グループのサプライヤーをはじめとするビジネス・パートナーに対しても、本方針への支持を求めます。

4. 人権尊重の責任

当グループの事業活動において、他者の人権を侵害しないこと、人権への負の影響を引き起こし、または助長した場合には是正・救済に向けて対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

また、サプライヤーをはじめとするビジネス・パートナーによる人権への負の影響が当グループの事業活動に関連していることが疑われる場合には、人権の尊重を積極的に求めていきます。

5. 教育・研修

当グループで働くすべての役員・従業員に対して、本方針を広く周知し、その理解が浸透し、定着・実践されるよう教育・研修を継続して行っています。

6. 責任者・通報窓口

本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にするとともに、本方針の違反に関する通報窓口を社内及び第三者機関に設置し、運営します。また、通報を理由とする通報者への不利益取扱を禁止します。

7. 情報開示等

当グループの人権尊重の取組みについては適時・適切に情報開示します。

また、関係するビジネス・パートナー又はステークホルダーと適時・適切に対話・協議を行います。

以上

執行役員 CSO

佐藤 正道

